

さかい



農委だより

令和元年 **夏号**

(第111号)

編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL 072(228)6825(直通)
FAX 072(228)7410

「農地台帳整備調査」終了のお知らせ

農業者並びに関係団体の皆様にご協力いただき、毎年 8 月 1 日現在で実施しておりました「農地台帳整備調査」につきましては、平成 30 年度をもって終了とし、令和元年度以降は実施いたしません。長年のご協力ありがとうございました。農地台帳につきましては、引き続き農業委員会において、市保有の情報等を活用して管理いたします。なお、内容の更新につきましては、各種申請・届出等の際、必要に応じて対応いたしますのでご協力お願いいたします。



農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施について

令和元年度「利用状況調査」として、8 月に担当地域の農業委員と農地利用最適化推進委員が合同で、遊休農地調査を実施します。

農地の所有者には、農地法第 2 条の 2 に基づき農地を適正に利用する責任があります。

遊休農地は地域や社会の迷惑

農業者にとって大切な財産である農地は、農業生産・農業経営には欠かせません。

また、国民の食糧生産をはじめとして、地域社会や国土・環境の維持・保全などの様々な目的や公益的な役目も果たしています。遊休化したり耕作を放棄すると、農地としての重要な役目が果たせないうえに、周辺の農業へ悪影響を及ぼしたり付近住民に迷惑をかけることにもなります。

遊休農地には様々な問題が発生します

隣の耕作者は困っています

1 年以上放置した農地には雑草が生い茂り、病虫害発生の原因となるので、隣の田畑の耕作者は大変な迷惑を受けます。

ゴミがゴミを呼び、あなたの遊休農地

雑草の生い茂る農地はゴミ捨て場になりやすく、捨てられたゴミはますますゴミを呼び、環境の悪化につながります。

環境・国土保全に赤信号

山間部にできる遊休農地は、雨水を保つ機能が低下して土砂崩れなどを招いたり、産業廃棄物の捨て場になったりして、地域住民の生活に重大な影響を与えます。

無断転用防止で 大切な農地を守ろう！

農地転用には許可が必要です



農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外のものにすること、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅や工場用地、道路等の用地にすることや、農地の形質等には変更を加えなくても、露天駐車場や資材置場などの用地に転換することをいいます。

なぜ許可が必要？

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多い我が国は、食料自給率も低く、優良な農地を大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

一時的な農地転用は？

農地を一時的に露天資材置場、露天駐車場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農地転用の手続きは？

市街化区域内の農地

市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ農地法に基づく届出をすれば転用できます。転用許可を受ける必要はありません。

市街化調整区域内の農地

市街化調整区域内の農地については、転用の許可が必要です。この場合、農用地区域内の農地は原則として転用が認められず、転用する場合には農用地区域からの除外手続きをしたうえで、許可申請をおこなう必要があります。農用地区域外の農地の転用については、農地の周辺の土地の市街地化の状況、事業実施の確実性等によって、農業委員会の審査が行われます。

無断転用には厳しい罰則

許可を受けずに行った行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、許可権者は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。また、これらに違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合1億円以下）の罰金が科せられることがあります。

～農地を貸しませんか？ 借りませんか？～ 農用地利用集積計画制度の活用

農用地利用集積計画制度とは、離作料の心配もなく、契約期間が終了すれば自動的に所有者へ農地が返還される制度です。

市と農業委員会が貸し手と借り手の間に入るので安心です。

原則 3 年以上の貸借期間を設定していただき、貸借期間が終了前に貸借の継続・貸借の終了のご意向をお聞きさせていただきます。

貸借期間内であっても、貸し手・借り手双方の合意があれば、途中解約も可能です。

兼業や高齢、農地を相続したが農業経験がないなどで「この農地を誰かに耕作してほしい」という方、また、「もう少し農業の経営を拡大したいが、なかなか貸してもらえる農地が見つからない」と考えている方はいませんか？

農業委員会では、あなたからの「貸したい」「借りたい」というご意向に基づいて、相手方を探して結び付けるこの制度を進めています。

ぜひこの制度を利用して農地の有効利用を図りましょう。

・貸し借りのご意向がある方

別紙「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、農業委員会までお申し出ください。

・平成30年度以前にこの申し出をされたが貸し借りが成立していない場合

引き続き貸し借りの申し出を希望される方は、別紙「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、再度お申し出が必要です。

★★ お申し出方法：郵送、ファックス、農業委員会事務局窓口提出のいずれか ★★

※ただし、制度上下記「注意点」のような要件・制約がありますのでご注意ください。

また、相手方のあることですので、借人やご希望の農地が見つからない場合もあります。ご了承ください。

注 意 点

- (1) この制度によって貸し借りできるのは、市街化調整区域内の農地だけです。
- (2) 貸し借りする農地は、耕作のために利用されるものに限ります。
- (3) 農業者年金を受給するために後継者等に経営移譲した人が、その農地を貸し付けると経営移譲年金がストップします。
- (4) ①現在、相続税等納税猶予制度の適用を受けている農地でも、この制度で貸し借りした場合は納税猶予が継続します。
※改正農地法の施行日（平成21年12月15日）以前に相続が発生した農地を本制度により貸し付けした場合、現行20年の農地利用が条件となっている「免除要件」については終身の農地利用が条件となりますのでご注意ください。
②既にこの制度で貸し借りしている農地でも、相続税等納税猶予制度の適用を受けることができます。

農業委員会活動パネル展

本年1月16日・17日の2日間、堺市役所本館1階エントランスホールにて、「農業委員会活動パネル展」を開催しました。市民のみなさんに農業委員会の主な業務や役割、委員会の活動目標、市内の遊休農地の状況やその解消に向けての取り組みなどを紹介しました。

また昨年11月23日に大仙公園で開催した農業祭でもパネル展及び野菜の栽培相談コーナーを開設しました。家庭菜園などの素朴な悩みや疑問について相談する市民のみなさんに、アドバイスや栽培方法の説明が行われました。



農 業 者 年 金

ご存知ですか？ 農業者年金

【農業者年金 6つの特徴】

1. 農業従事者であれば誰でも加入できます

60歳未満・国民年金第一号被保険者・年間60日以上農業に従事していることが要件です。

2. 積立方式で安心した財政運営

加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化に強い年金。自分が納めた保険料と運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てていき、受給権発生時の年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型年金だから安心です。

3. 保険料は自由に選択

月額2万円から6万7千円まで千円単位でご自身のライフプランに合わせて自由に選択できます。加入途中での見直しもできます。

4. 税制面で大きな優遇

その年に支払った保険料が全額所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。

5. 保険料の手厚い国庫助成

認定農業者で青色申告者等、一定の要件を備えた意欲ある担い手に対しては、月額保険料2万円のうち要件に応じて国庫助成があります。(助成中は、保険料は2万円で固定されます)

6. 80歳までの保証がついた終身年金

80歳までに亡くなられた場合、80歳までに受け取ると仮定した金額が「死亡一時金」として遺族に支給されます。

脱退もできます

脱退してもそれまでに納めた保険料と、その運用益については、死亡された場合を除き一時金としての支給はありませんが、将来年金として受け取る原資になります。

事務室移転のお知らせ 平成31年4月15日から、農業委員会事務局の事務室が堺市役所高層館12階から高層館7階に移転しました。

**全国農業新聞
購読者募集!!**

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。(全国農業会議所発行)

◎購読料月額700円(送料・税込)

◎月4回、毎週金曜日発行